

(別紙5) 規約改正

条項	現行	改定案
第1条(名称)	本会は、大阪府立箕面高等学校PTAと呼び、事務所を本校内に置く。	変更なし
第2条(目的)	本会の目的は、会員相互に協力して、 <u>学校と家庭と社会との関係を密にし、</u> 環境を整備して、それぞれの向上を図り、生徒の福祉を増進するためにある。	<u>学校と家庭と社会との関係を密にし、</u> 【変更/誤植】
第3条(方針)	本会は、前条の目的を達成するために、教育を本旨とする民主団体として活動し、他のいかなる団体の支配干渉も受けず、また、学校運営や教職員の人事に干渉しない。	変更なし
第4条(会員)	本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者ならびに本校の校長・教職員とする。	変更なし
第5条(会計)	本会の経費は、会費・事業収入等で支弁する。会費は、生徒一人につき年額4,000円とし、会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、新年度予算成立まで、前年度予算の2/12の範囲内で予算を執行することができる。	変更なし
第6条(役員)	本会に下記の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 書記 2名(うち教職員1名) (4) 会計 2名(うち教職員1名) 2. 役員は、会員中より毎年定期総会の議決によって選出し、任期は、1年を原則とし、重任は妨げない。	(4) 会計 2または3名(うち教職員1名) 【変更/会計は任期が3年となるのが通例であり引継ぎを円滑に実施する為】
第7条(任務)	役員は、下記の通りとする。 (1) 会長は、会を代表し、総会ならびに実行委員の議長とする。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行する。 (3) 書記は、議事を正確に記録し、各種会合の通知をする。 (4) 会計は、本会に関する会計を正確に行い、総会において会計決算報告をする。	変更なし
第8条(総会)	1. 総会は、本会最高の議決機関で下記の通りとする。 (1) 定期総会 定期総会は、毎年5月に開催し、前年度の会計決算報告及び会務報告を行い、新役員を選出し、新年度の予算の審議、運営方針の検討を行う。 (2) 臨時総会、必要に応じて随時開く。 2. 総会の定足数は、会員数の10分の1とし、議決は多数決による。	(1) 定期総会 定期総会は、毎年1学期中に開催し、 【変更/今回の事態を受け定期総会を柔軟に開催できるようにする為】
第9条(専門委員会)	1. 本会の目的を達成するために、下記の専門委員会を置く。 (1) 学級委員会 学級の教育向上に協力する。 (2) 企画委員会 種々の企画を行う。 (3) 校外生活委員会 本校生徒の校外生活における安全指導に協力する。 (4) 国際交流委員会 学校の国際教育活動に協力する。 (5) 広報委員会 PTAだよりを発行する。 2. 上記の各委員会の委員長、副委員長および、委員(若干名)は会長がこれを委嘱する。 ただし (1) 学級委員(2名)は、学級担任が推薦し、会長がこれを委嘱する。 (2) 学年委員長は、学級委員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。	1. 本会の目的を達成するために、下記の専門委員会を置く。 (1) 学級委員会 学級および学年の教育向上に協力する。 【変更/教育向上の対象を、学級および学年単位とする為】 (3) 生活委員会 本校生徒の校内外生活における安全指導に協力する。 【改編/生徒の校外のみならず校内の生活面の指導に協力する活動とする為(料理教室、マスク作成など)】 (4) 国際交流委員会 学校の国際教育活動に協力する。 【廃止/当初海外の高校との交流を目的に設立、現在同校との交流もない為】 (4) 広報委員会 PTA活動の広報に協力する。 【変更/PTAだよりの発行に限定せず広報活動全般とする為】 2. 上記の各委員会の委員長、副委員長および、委員(若干名)は会長がこれを委嘱する。 ただし (1) 学級委員(2名)は、学級担任が推薦し、会長がこれを委嘱する。 (2) 学年委員長は、学級委員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。 【削除/ただし書き以降は現在運用されていない為】 3. 委員の任期は原則3年とする。 【新設/任期に関する規約がなかった為】 4. 学級委員会を除く上記の各委員会の委員長は3年生委員から、副委員長は原則2年生委員から委嘱する。また副委員長は原則翌年度に委員長として委嘱される。 【新設/各委員の業務の年度間の引継ぎを円滑に実施する為】
第10条(実行委員会)	1. 実行委員会は 各種委員会によって立案された事業計画の連絡・承認、総会に提出する議案・報告等本会の総合的な事務・事業について協議する。 2. 実行委員は、役員・前記各委員長、副委員長及び校長でこれを構成する。	総合的な事務・事業に 【変更/誤植】
第11条(会計監査)	1. 会計監査は、会計の監査を行い、その結果を総会に報告する。 2. 会計監査は、正・副2名とし、会長がこれを委嘱する。	変更なし
第12条(指名委員会)	1. 役員を定めるときは、候補者指名委員会を設ける。 2. 指名委員会は、各学年より2名、本校教職員より2名、実行委員会より3名の委員を選出してこれを構成する。	2. 指名委員会は、 【変更/誤植】
第13条(規約改正)	この規約は、総会において出席者全員の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。	変更なし
第14条(補則)	この規約の施行細則は、実行委員会において定めるものとする。 附則 この規約は、昭和38年度より実施する。 附則 この規約は、昭和48年度より一部改正する。 附則 この規約は、昭和52年度より一部改正する。 附則 この規約は、平成 3年度より一部改正する。 附則 この規約は、平成 5年度より一部改正する。 附則 この規約は、平成 7年度より一部改正する。 附則 この規約は、平成10年度より一部改正する。 附則 この規約は、平成14年度より一部改正する。	附則 この規約は、令和3年●月●日より一部改正する。 【追加】